

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

63期(2009/平成21年)

縁

会員 原田 玲 (63期)

弁護修習

私の修習時代、数多くの忘れがたい出来事があったが、ハイライトは、なんといっても弁護修習である。

私の実務修習は、第1クールの弁護修習から始まった。東京修習となった私の修習指導担当は、28期の藤村義徳会員（以下「藤村会員」という）であった。

JR有楽町駅前に佇む茶色を基調とした簡素な、しかし悠然とそびえるビルの10階にある法律事務所のドアをノックするのに緊張していたのを覚えている。私の突然の来訪にもかかわらず、藤村会員の他、32期、39期、39期の合計4名（当時）の大ベテランの先生方が温かく出迎えてくださった。

刑事事件

藤村会員は、数多くの事件を手がけていたが、私が検察官志望ということもあり、私選で弁護人を共同受任している刑事事件の記録を課題として与えてくださった。共同弁護団は、藤村会員の他、同じ事務所の39期の吉木徹弁護士（第二東京弁護士会）、別の事務所の元検察官の吉田秀康会員（39期）の3名であった。

その刑事事件は、株式会社の未公開株を上場すると称して売却したことを被疑事実とする詐欺事件であり、既に期日間整理手続を10回以上行うという異例の経過をたどっていた。法律事務所のキャビネットを埋め尽くす膨大な記録の山を見て、実務に就くということがどういうことなのかを悟り、身の引き締まる思いがした。

事件の争点は、当該株式会社が上場する予定を有していたのか、という点であった。共同弁護団は、当該株式会社の上場予定について多方面に亘る間接事

実を積み重ねて立証しようとしていた。公認会計士、証券会社担当者等、専門家との株式上場の手続に関する打合せは多数回にのぼり、私もその打合せに同席させていただいたことは、今でも貴重な経験となっている。

藤村会員は、私を静岡地方裁判所浜松支部で行われた期日にも連れていってくださった。裁判所で落ち合った依頼者は、677日に及ぶ拘禁生活から解放されたばかりで、憔悴しきっていたことは明らかであったが、藤村会員が私を紹介すると、一修習生に過ぎない私に対して「良い法曹となってください」と力強く仰ったことは今でも鮮明に覚えている。

この刑事事件に出会えたことで、私は弁護士として大切な何かを学んだような気がした。私は、第4クールの検察修習を待たずして、志望を検察官から弁護士へと変更した。

後日談

私の弁護修習期間にこの刑事事件の結果を知ることではできなかったが、その後、共同弁護団の主張どおりの展開となり、当該会社は刑事裁判中の2010年12月に上場を果たした。翌2011年3月に無罪判決が言い渡され、検察は控訴を断念し、判決は確定した。

この依頼者との関係は今でも継続している。私の子どもが生まれた際、お祝いに食器セットを贈ってくださった。今、子どもはその食器セットで食事をしている。

そして、別の法律事務所で勤務した後、移籍したのは、私が弁護修習をしたまさにこの事務所である。今、事務所の扉には「弁護士原田玲」と刻まれている。